

第 54 回通関士試験

《 2 》

関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び
外国為替及び外国貿易法（第 6 章に係る部分に限る。）

試 験 問 題 （時間 1 時間 40 分）

注 意 事 項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題集及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第 6 問から第 15 問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選 択 式】 —— 第1問～第5問：各問題5点 第6問～第15問：各問題2点 ——

第1問 次の記述は、関税を課する場合に適用する法令に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

関税を課する場合に適用する法令については、関税法第5条において同条各号に個別に定める場合を除き、(イ)の属する日において適用される法令によることとされている。

同条各号においては、例えば、

- ・同法第67条の2第3項第3号に該当して輸入申告がされた貨物（特例輸入者がその申告に係る貨物を保税地域等に入れることなく電子情報処理組織（NACCS）を使用して輸入申告をした貨物）であって、輸入の許可を受けたものについては、(ロ)の属する日
- ・賦課課税方式が適用される郵便物であって、日本郵便株式会社から税関長に提示がされたものについては、(ハ)の属する日
- ・収容された外国貨物で公売に付されるものについては、(ニ)の属する日
- ・保税蔵置場に置かれた外国貨物で、輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られるものについて、輸入申告がされた後その承認がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があったものについては、(ホ)の属する日

において適用される法令によることとされている。

- | | | |
|-------------------------------|-----------------|---------------|
| ① 貨物が本邦に到着した時 | ② 貨物が本邦に引き取られた時 | ③ 公売の時 |
| ④ 収容課金が納付された時 | ⑤ 収容の時 | |
| ⑥ 税関長が検査を終了した時又は検査が必要ないと認めた時 | | |
| ⑦ 積荷に関する事項が税関に報告された時 | ⑧ 提示がされた時 | |
| ⑨ 特例申告の時 | ⑩ 名宛人に交付された時 | ⑪ 保税蔵置場に置かれた時 |
| ⑫ 輸入申告の時 | ⑬ 輸入の許可の時 | |
| ⑭ 輸入の許可前における貨物の引取りの承認がされた時 | | |
| ⑮ 輸入の許可前における貨物の引取りの承認の申請がされた時 | | |

第2問 次の記述は、関税の徴収に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

1 関税の徴収を目的とする国の権利は、その関税の法定納期限等から(イ)間行使しないことによって、時効により消滅する。

この「法定納期限等」とは、当該関税((ロ)にあつては、その納付の起因となった関税)を課される(ハ)日(輸入の許可を受ける貨物については、(ニ)日)とする。

2 関税の徴収を目的とする国の権利で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税に係るものの時効は、当該関税の法定納期限等から(ホ)間は、進行しない。

- | | | |
|----------------------------|------------------------|----------|
| ① 1年 | ② 2年 | ③ 3年 |
| ④ 5年 | ⑤ 7年 | ⑥ 6月 |
| ⑦ 延滞税 | ⑧ 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税 | |
| ⑨ 貨物が本邦に到着した | ⑩ 貨物を輸入する | |
| ⑪ 貨物を輸入する日の翌日から起算して1月を経過する | | |
| ⑫ 関税を納付する | ⑬ 附帯税 | ⑭ 輸入の許可の |
| ⑮ 輸入の申告の | | |

第3問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 船舶によって輸出しようとする貨物についての輸出申告書に記載すべき当該貨物の価格は、当該貨物の(イ) 価格(無償で輸出される貨物については、(ロ) この価格)とされている。
- 2 貨物(本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。)を(ハ) 輸出する者は、輸出の許可を受けた貨物について当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、当該貨物の輸出の許可の日の翌日から(ニ) 年間保存しなければならない。
- 3 特定輸出申告とは、(ホ) 輸出の許可を受けようとする貨物につき特定輸出者が行う輸出申告をいう。

- | | | |
|-----------------------------|------------------|------------|
| ① 5 | ② 7 | ③ 10 |
| ④ 業として | ⑤ 個人的な使用に供するため | |
| ⑥ 当該貨物が有償で輸出されるものとした場合の | | |
| ⑦ 当該貨物と同種の貨物で輸出されたものの輸出申告時の | | |
| ⑧ 当該貨物の製造原価に基づく | ⑨ 保税地域等に入れた後に | |
| ⑩ 保税地域等に入れないで | ⑪ 本邦の製造工場における引渡し | |
| ⑫ 本邦の輸出港における本船甲板渡し | ⑬ 有償で | ⑭ 輸出申告後直ちに |
| ⑮ 輸入国の指定地における引渡し | | |

第4問 次の記述は、保税蔵置場に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 保税蔵置場とは、外国貨物の(イ)をし、又はこれを置くことができる場所として、税関長が許可したものをいい、関税法第42条において、当該許可の期間は、(ロ)を超えることができないこととされているが、(ロ)以内の期間を定めてこれを更新することができることとされている。
- 2 保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から(ハ)とされている。
- 3 保税蔵置場の許可を受けた者が当該保税蔵置場の業務を廃止したときは、当該保税蔵置場の許可は(ニ)することとされており、この場合において、その(ニ)の際、当該保税蔵置場に外国貨物があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、(ホ)を保税蔵置場とみなすこととされている。

- | | | |
|-----------------|---------------|------|
| ① 1年 | ② 2年 | ③ 5年 |
| ④ 8年 | ⑤ 10年 | ⑥ 3月 |
| ⑦ 改装、仕分けその他の手入れ | ⑧ 効力を停止 | ⑨ 失効 |
| ⑩ 税関長が指定する場所 | ⑪ その外国貨物がある場所 | |
| ⑫ その許可が失効した場所 | ⑬ 積卸し若しくは運搬 | ⑭ 展示 |
| ⑮ 取消し | | |

第5問 次の記述は、関税定率法第20条に規定する違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

関税を納付して輸入された貨物のうち、輸入後において (イ) によりその販売若しくは使用又はそれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されるに至ったため輸出することがやむを得ないと認められるもので、その輸入の時の (ロ) ものを本邦から輸出するときは、当該貨物が、(ハ) 日から (ニ) ((ニ) を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、税関長の承認を受けたときは、(ニ) を超え (ホ) 以内において税関長が指定する期間) 以内に保税地域 (関税法第30条第1項第2号に規定する税関長が指定した場所を含む。) に入れられたものである場合に限り、その関税を払い戻すことができる。

- | | | |
|------------------|----------------|----------------|
| ① 1年 | ② 2年 | ③ 3年 |
| ④ 5年 | ⑤ 3月 | ⑥ 6月 |
| ⑦ 契約 | ⑧ 契約条件の変更 | ⑨ 数量及び価格に変更がない |
| ⑩ 性質及び形状に変更を加えない | ⑪ その関税が納付された | |
| ⑫ その輸入の許可の | ⑬ 品質及び数量に変更がない | ⑭ 法令 |
| ⑮ 保税地域から引き取られた | | |

第6問 次の記述は、関税法第2条に規定する用語の定義に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 内国貨物を外国に向けて送り出すことは、「輸出」に該当する。
- 2 本邦の船舶により外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を本邦に引き取ること
は、「輸入」に該当する。
- 3 「附帯税」とは、関税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算
税をいう。
- 4 「外国貿易機」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する航空機をいう。
- 5 燃料、飲食物その他の消耗品で、船舶において使用するものは、「船用品」に該当する。

第7問 次に掲げる関税のうち、申告納税方式による関税に該当するものはどれか。申告納税方式による関税に該当するものすべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する貨物に対する関税
- 2 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物に係る関税につき、
当該貨物の輸入の許可前にされた更正に係る関税
- 3 関税定率法第15条第1項（特定用途免税）の規定により関税の免除を受けて輸入された貨
物が、その輸入の許可の日から2年以内に特定用途免税に係る特定の用途以外の用途に供す
るために譲渡された場合に課される関税
- 4 重加算税
- 5 関税法第9条の2第1項の規定により納期限の延長の適用を受ける関税

第8問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、輸入申告があった場合において、輸入の許可の判断のために必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類を提出させることができる。
- 2 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けた外国貨物は、輸入を許可された貨物とみなすこととされている。
- 3 関税関係法令以外の法令の規定により輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、関税法第67条の検査又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならないこととされており、当該確認を受けられない貨物について、税関長は輸入を許可しないこととされている。
- 4 外国から本邦に到着し保税地域にある外国貨物を本邦に引き取る場合であっても、その引取りが見本として一時持ち出す場合に該当するときは、税関長の許可を受けることを要しない。
- 5 保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が保税蔵置場に置くことにつき関税関係法令以外の法令の規定により許可を必要とするものである場合には、当該承認の申請書の提出の際、当該許可を受けている旨を税関に証明しなければならない。

第9問 次の記述は、保税運送及び内国貨物の運送に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 特定保税運送者が特定保税運送を行う場合であっても、保税運送の承認を受けなければ外国貨物のまま運送することはできない。
- 2 外国貨物である難破貨物は、保税運送の承認を受けることなく、その所在する場所から開港、税関空港、保税地域又は税関官署に外国貨物のまま運送することができることとされており、この「難破貨物」とは、遭難その他の事故により船舶又は航空機から離脱した貨物をいう。
- 3 外国貨物の移動が同一開港又は同一税関空港の中で行われる場合には、保税運送の承認を受けることなく外国貨物のまま運送することができる。
- 4 保税運送の承認を受けて保税地域相互間を外国貨物のまま運送する場合における輸送手段については、海路又は空路に限ることとされている。
- 5 内国貨物を外国貿易船に積んで本邦内の場所相互間を運送しようとする者は、税関長に申告してその承認を受けなければならないこととされており、当該承認を受けた貨物が運送先に到着したときは、その承認を受けた者は、当該承認を証する書類を、直ちに到着地の税関に提出しなければならない。

第10問 次の記述は、関税暫定措置法第8条に規定する加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税暫定措置法第8条の規定により関税の軽減を受けようとする場合には、当該関税の軽減を受けようとする貨物の輸出の許可の日から2年（2年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、税関長の承認を受けたときは、2年を超え税関長が指定する期間）以内に当該貨物を原材料とした製品を輸入しなければならない。
- 2 関税暫定措置法第8条の2第1項の特恵関税の適用を受ける物品であっても、同法第8条の規定による関税の軽減の適用を受けることができる。
- 3 特例申告貨物について関税暫定措置法第8条の規定により関税の軽減を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告書に、当該貨物について同条の規定により関税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。
- 4 加工のため本邦から輸出された貨物を原材料とした関税率法別表第42.03項（衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。））に該当する製品であって、その原材料貨物に染料を染み込ませる加工（当該製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。）がされ輸入されるものについては、関税暫定措置法第8条の規定による関税の軽減の適用を受けることができない。
- 5 関税暫定措置法第8条の規定により関税の軽減を受けようとする貨物を輸出しようとする者は、当該貨物の輸出申告書に、加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類を添付しなければならないが、その輸出の際に当該貨物に係る加工又は組立ての契約の全部又は一部が行われていない場合には、この限りでない。

第11問 次の記述は、関税暫定措置法第8条の2第1項の特恵関税制度に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税暫定措置法第8条の2第1項に規定する特恵受益国等を原産地とする物品のうち、課税価格の総額が20万円以下のものについては、その原産地である特恵受益国等から非原産国（当該特恵受益国等以外の地域）を経由して本邦に向けて運送されるものであるか否かにかかわらず、同項の特恵関税の適用を受けることができる。
- 2 中華人民共和国は、関税暫定措置法施行令第25条第1項の規定に基づき関税暫定措置法第8条の2第1項の特恵関税を適用することが適当である国として財務大臣が指定する国（同項に規定する特恵受益国等）に該当する。
- 3 関税暫定措置法第8条の2第1項の特恵関税に係る原産地証明書は、その証明に係る物品についての輸入申告の日において、その発給の日から1年以上を経過したものであってはならないが、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合において、税関長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 4 関税暫定措置法第8条の2第1項に規定する特恵受益国等を原産地とする物品のうち、その原産地である特恵受益国等から非原産国（当該特恵受益国等以外の地域）を経由して本邦へ向けて運送される物品で、当該非原産国において、当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所で当該非原産国の税関の監督の下に行われる運送上の理由による積替えのみがされたものについては、同項の特恵関税の適用を受けることができる。
- 5 関税暫定措置法第8条の2第1項に規定する特恵受益国等を原産地とする物品について、同項の特恵関税の適用を受けようとする場合であっても、当該物品が特例申告貨物（特恵受益国等を原産地とする物品であることを確認するために当該特恵関税に係る原産地証明書の提出の必要があると税関長が認めるものを除く。）であるときは、当該原産地証明書を税関長に提出することを要しない。

第12問 次の記述は、関税定率法第4条第1項に規定する課税価格の決定の原則に基づき輸入貨物の課税価格を計算する場合に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料のうち、専ら買手の管理の下で買手の計算と危険負担により、買付けに係るクレーム処理に関する交渉を行う業務をする者に対し、当該業務の対価として支払われるものの額は課税価格に含まれない。
- 2 輸入貨物である繊維製品の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で提供された物品のうち、当該繊維製品に縫い付けられている我が国の法律に基づき表示することが義務付けられている事項のみが表示されているラベルに要する費用の額は課税価格に含まれない。
- 3 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により値引きをして提供された役務のうち、当該輸入貨物の生産のために必要とされた意匠であって本邦において開発されたものに要する費用の額は課税価格に含まれる。
- 4 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で提供された当該輸入貨物に組み込まれている部分品について、その部分品の取得に係る業務を当該買手が代理人に委託した場合において、当該買手により当該代理人に対し、当該取得に係る業務の対価として支払われる手数料の額は課税価格に含まれない。
- 5 輸入貨物が航空機により運送された貨物である場合において、当該貨物が公衆の衛生の保持のため緊急に輸入する必要があると認められるものであるときは、当該貨物についての輸入港に到着するまでの運送に要する運賃及び保険料は、航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料によるものとされている。

第13問 次の記述は、関税率表の解釈に関する通則に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税率表の解釈に関する通則の備考1においては、関税率表の各号に掲げる物品の細分として関税率表の品名の欄に掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、別段の定めがあるものを除くほか、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとされている。
- 2 関税率表の解釈に関する通則2(a)においては、関税率表の各項に記載するいずれかの物品には、完成した物品で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含むこととされているが、組立て方法が複雑なものについては、この規定は適用しないこととされている。
- 3 関税率表の解釈に関する通則3(c)においては、2以上の項に属するとみられる物品であって、関税率表の解釈に関する通則3(a)及び(b)の規定により所属を決定することができないものは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属することとされている。
- 4 関税率表の解釈に関する通則1においては、関税率表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、通則2から6までの原則に定めるところに従って決定することとされている。
- 5 関税率表の解釈に関する通則5(b)においては、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、反復使用に適することが明らかなものであっても、当該物品に含まれることとされている。

第14問 次の記述は、外国為替及び外国貿易法第52条に規定する経済産業大臣の輸入の承認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 経済産業大臣の輸入の承認の有効期間は、その承認をした日から6か月であり、経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、6か月と異なる有効期間を定め、又はその有効期間を延長することができる。
- 2 経済産業大臣の輸入の承認を受けるべきものとして公表された品目に該当する貨物を仮に陸揚げしようとするときは、経済産業大臣の輸入の承認を受けることを要する。
- 3 経済産業大臣の輸入の承認を受けるべきものとして公表された品目に該当する貨物を輸入する場合には、当該貨物の輸入を政府機関が行うときであっても、経済産業大臣の輸入の承認を受けることを要する。
- 4 本邦から出漁した船舶が外国の領海において採捕した水産動植物であって、当該船舶により輸入される貨物については、当該貨物が経済産業大臣の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目に該当する場合であっても、経済産業大臣の輸入割当てを受けることを要しない。
- 5 経済産業大臣は、貨物の輸入に関し、外国為替及び外国貿易法に基づく命令に違反した者に対し、期間を限り、輸入を行うことを禁止することができる。

第15問 次の記述は、関税法に規定する輸出してはならない貨物に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 輸出差止申立てをしようとする特許権者は、自己の権利の内容、自己の権利を侵害すると認める貨物の品名、当該貨物が自己の権利を侵害すると認める理由、その申立てが効力を有する期間として希望する期間を記載した申立書に、自己の特許権の侵害の事実を疎明するために必要な証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。
- 2 税関長は、著作権者から輸出差止申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であって、その申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、当該専門委員に対し、当該著作権者からその申立ての手續に際し提出された著作権の侵害の事実を疎明するために必要な証拠が、当該事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。
- 3 税関長は、特許権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手續において、その認定をするために必要があると認めるときは、経済産業大臣に当該認定のための参考となるべき意見を求めることができることとされている。
- 4 税関長は、関税法第69条の2第2項の規定により、拳銃（他の法令の規定により輸出することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸出するものを除く。）で輸出されようとするものを没収して、廃棄することができる。
- 5 税関長は、関税法第6章（通関）に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに児童ポルノに該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

第16問 次の記述は、関税の納税義務者に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 税関長に届け出て税関空港と保税地域との相互間を外国貨物のまま運送された郵便物（輸出されるものを除く。）が、発送の日の翌日から起算して7日以内に運送先に到着しないときにおけるその関税を納める義務は、その届出をした者が負う。
- 2 許可の期間の満了により保税展示場の許可が失効した場合において、当該許可の失効の際、当該保税展示場にある外国貨物について、税関長が当該保税展示場の許可を受けた者に対し、期間を定めて当該外国貨物の搬出その他の処置を求め、当該期間内に当該処置がされないときにおけるその関税を納める義務は、当該外国貨物を管理する者が負う。
- 3 船用品として外国貿易船に積み込むことについて税関長の承認を受けた外国貨物が、その承認の際に税関長が指定する積込みの期間内に当該承認に係る外国貿易船に積み込まれなかったときにおけるその関税を納める義務は、当該承認を受けた者が負う。
- 4 保税工場にある外国貨物について保税作業をするため、税関長が期間及び場所を指定し、これを当該保税工場以外の場所に出すことを許可した場合において、その指定された期間が経過した後、その指定された場所に当該外国貨物があるときにおけるその関税を納める義務は、当該保税工場の許可を受けた者が負う。
- 5 総合保税地域にある外国貨物が亡失し、当該総合保税地域の許可を受けた法人が当該外国貨物に係る関税を納める義務を負うこととなった場合において、当該外国貨物が亡失した時に当該総合保税地域において当該外国貨物を管理していた者が当該法人以外の者であるときは、当該管理していた者は、当該法人と連帯して当該関税を納める義務を負う。

第17問 次の記述は、関税の修正申告、更正の請求、更正及び決定に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする更正については、当該貨物に係る関税の納付前にするもので課税標準又は納付すべき税額を増額するものに限り、更正通知書の送達に代えて、納税申告をした者に当該納税申告に係る書面に記載した課税標準又は納付すべき税額を是正させ、又はこれを是正してその旨を当該納税申告をした者に通知することによってすることができる。
- 2 修正申告をすることができる者は、納税申告をした者に限られており、決定を受けた者については修正申告を行うことができない。
- 3 税関長は、納税申告に係る課税標準又は納付すべき税額を更正した場合には、その更正をした課税標準又は納付すべき税額が過大であるときであっても、当該納税申告をした者から当該更正後の課税標準又は納付すべき税額につき更正をすべき旨の請求がなければ、当該更正に係る課税標準又は納付すべき税額を更正することはできない。
- 4 納税申告に係る課税標準又は納付すべき税額に関し更正があった場合において、当該更正後の納付すべき税額が過大であるときは、当該納税申告をした者は、当該更正のあった日から5年以内に限り、税関長に対し、当該更正後の課税標準又は納付すべき税額につき更正すべき旨の請求をすることができる。
- 5 税関長は、決定をした後、その決定をした課税標準又は納付すべき税額が過大又は過少であることを知ったときは、その調査により、当該決定に係る課税標準又は納付すべき税額を更正する。

第18問 次の記述は、関税の納期限に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 賦課課税方式が適用される関税を納付すべき物を内容とする郵便物であって、税関長が当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、日本郵便株式会社を経て名宛人に通知したものを、受け取ろうとする者は、当該郵便物を受け取る前に、当該書面に記載された税額に相当する関税を納付し、又はその納付を日本郵便株式会社に委託しなければならない。
- 2 期限内特例申告書に記載された納付すべき税額に相当する関税については、その特例申告書の提出期限までに納付しなければならない。
- 3 輸入の許可後にされた更正に基づき過少申告加算税が課された場合において、当該過少申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、その通知書に記載された金額の過少申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない。
- 4 輸入の許可後にした修正申告に係る書面に記載された納付すべき税額に相当する関税については、当該修正申告をした日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない。
- 5 無申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、その通知書に記載された金額の無申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない。

第19問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 保税蔵置場にある特定輸出申告が行われ税関長の輸出の許可を受けた貨物が亡失した場合には、当該貨物に係る特定輸出者が、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。
- 2 仮に陸揚げされた貨物を本邦から外国に向けて積戻ししようとする者は、当該貨物が外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定による許可を受けなければならないものであるときは、当該貨物についての必要な事項を税関長に申告し、当該貨物につき必要な検査を経て、税関長の許可を受けなければならない。
- 3 特定委託輸出者が特定委託輸出申告を行うときは、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船又は外国貿易機に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの間において一の特定保税運送者が一貫して当該貨物を運送するよう特定保税運送者に委託しなければならないが、当該貨物について輸出の許可を受けた後は、当該特定保税運送者以外の特定保税運送者が運送を行っても差し支えないこととされている。
- 4 特定輸出申告が行われ税関長の輸出の許可を受けた貨物については、税関長の許可を受けることなく保税地域以外の場所に置くことができ、税関長の承認を受けることなく外国貨物のまま運送することができる。
- 5 特定輸出者は、特定輸出申告を行い税関長の輸出の許可を受けた貨物が輸出されないこととなったことにより、当該貨物が当該許可を受けている必要がなくなったときは、その許可をした税関長に対し、当該許可を取り消すべき旨の申請をすることができる。

第20問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 輸入の許可を受けようとする貨物についての検査を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者は、その貨物の品名及び数量並びに税関長が指定した場所以外の場所で検査を受けようとする期間、場所及び事由を記載した申請書を当該貨物の置かれている場所を所轄する税関長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 外国貿易船に積み込んだ状態で輸入申告をすることが必要な貨物を輸入しようとする者は、税関長の承認を受けて、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸入申告をすることができる。
- 3 輸入しようとする貨物についての輸入申告書に記載すべき当該貨物の数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による当該貨物の正味の数量とされている。
- 4 特例申告をしようとする者が、その特例申告書の提出期限及び当該特例申告書に記載された納付すべき関税を納付すべき期限に関し、その延長を受けたい旨の申請書をその特例申告に係る貨物の輸入の許可をした税関長に提出し、かつ、当該特例申告書に記載された納付すべき関税額の全部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、これらの期限を2月以内に限り延長することができる。
- 5 輸入申告に係る貨物について、経済連携協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けようとする場合において、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下であるときは、当該貨物が当該経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるものであることを証明した又は申告する書類を税関長に提出することを要しない。

第21問 次の記述は、関税の過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 過少申告加算税が課される場合において、納税義務者が納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の一部を隠蔽し、その隠蔽したところに基づき納税申告をしていたときは、その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときであっても、当該納税義務者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額の全部について、過少申告加算税に代え、重加算税が課される。
- 2 修正申告に基づき過少申告加算税が課される場合において、当該修正申告がその申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものであるときは、当該修正申告に基づき納付すべき税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税が課される。
- 3 更正に基づき過少申告加算税が課される場合において、当該更正に基づき納付すべき税額（当該更正前に当該更正に係る関税について修正申告又は更正がされたときは、その関税に係る累積増差税額を加算した金額）が、その関税に係る当初申告に係る税額に相当する金額と100万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した過少申告加算税が課される。
- 4 修正申告に基づき過少申告加算税が課される場合において、当該修正申告前に当該修正申告に係る関税について当初申告により納付すべき税額を減少させる更正（更正の請求に基づく更正を除く。）があったときは、当該修正申告により納付すべき税額から当該当初申告に係る税額に達するまでの税額として計算した金額を控除した税額について、過少申告加算税が課される。
- 5 過少申告加算税の額が10,000円未満である場合においては、これを徴収せず、当該過少申告加算税の額に100円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てる。

第22問 次の記述は、関税法第73条に規定する輸入の許可前における貨物の引取りに関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 輸入の許可前における貨物の引取りの承認は、その目的を専ら関税の納期限の延長とする場合であっても、関税額に相当する担保を提供することにより受けることができる。
- 2 輸入の許可前における貨物の引取りの承認は、その貨物の関税が有税であるか否かにかかわらず受けることができる。
- 3 貨物を輸入しようとする者が、その月において輸入しようとする貨物について、その月の前月末日までに、輸入の許可前における貨物の引取りの承認を一括して受けた旨の申請書を税関長に提出し、かつ、当該貨物に係る関税額の合計額に相当する担保を当該税関長に提供したときは、その月に輸入される当該貨物について、一括して輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けすることができる。
- 4 特例輸入者が輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けようとする場合には、関税額に相当する担保を提供することを要しない。
- 5 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けようとする場合において、当該承認の前に当該貨物の納税申告に係る納付すべき税額に更正があり、当該更正に基づき過少申告加算税が課されているときは、当該過少申告加算税に相当する額を加えた関税額に相当する担保を提供しなければならない。

第23問 次の記述は、特例輸入者及び特定輸出者に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 特例輸入者は、輸入しようとする貨物の種類にかかわらず、特例申告を行うことができる。
- 2 特定輸出者が貨物を輸出しようとする場合において、当該貨物の輸出に係る通関手続を通関業者に委託するときは、認定通関業者に委託しなければならない。
- 3 特例申告に係る貨物について、関税定率法その他の関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は控除を受けようとする場合には、特例申告書に関税の軽減、免除又は控除の適用を受けたい旨及びその適用を受けようとする法令の条項を記載しなければならない。
- 4 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者がその申告に係る関税を納付すべき期限に関し延長を受ける場合において、当該貨物を輸入しようとする者が特例輸入者であるときは、担保を提供することを要しない。
- 5 特例申告を行う場合は、特例申告に係る貨物で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌々月末日までに当該許可をした税関長に提出しなければならない。

第24問 次の記述は、関税定率法第4条の2に規定する同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定及び同法第4条の3に規定する国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定により輸入貨物の課税価格を計算する場合に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税定率法第4条の3の規定により輸入貨物の課税価格を当該輸入貨物の国内販売価格に基づき決定する場合には、その国内において販売された輸入貨物に係る輸入港到着後国内において販売するまでの運送に要する通常の運賃、保険料その他当該運送に関連する費用の額は、当該国内販売価格から控除されない。
- 2 関税定率法第4条の3の規定により輸入貨物の課税価格を決定する場合において、当該輸入貨物の製造原価を確認することができる場合には、当該輸入貨物を輸入しようとする者が希望する旨を税関長に申し出たときは、当該輸入貨物又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格に基づく課税価格の決定に先立って、当該輸入貨物の製造原価に基づく課税価格の決定によるものとされている。
- 3 関税定率法第4条の3の規定により輸入貨物の課税価格を決定する場合において、当該輸入貨物の課税物件の確定の時ににおける性質及び形状により、当該輸入貨物の課税物件の確定の時の属する日に近接する期間内に国内において販売された当該輸入貨物と同種の貨物に係る国内販売価格があるときは、その販売が国内における売手と特殊関係のある買手に対しされたものであっても、当該国内販売価格に基づき課税価格を計算することができる。
- 4 関税定率法第4条の2の規定により輸入貨物の課税価格を決定する場合において、当該輸入貨物と同種の貨物に係る取引価格及び当該輸入貨物と類似の貨物に係る取引価格の双方があるときは、これらの取引価格のうち低いものに基づき課税価格を計算することとされている。
- 5 関税定率法第4条の2の規定により輸入貨物の課税価格を当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る取引価格により決定する場合における取引価格は、当該輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出された貨物に係る取引価格とされており、当該輸出された貨物が当該輸入貨物の生産国で生産されたものであることを要しない。

第25問 次の記述は、外国為替及び外国貿易法第48条に規定する経済産業大臣の輸出の許可及び承認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 輸出貿易管理令別表第1の2の項の中欄及び同令別表第2の20の項の中欄に掲げる核燃料物質に該当する貨物を輸出しようとする場合において、経済産業大臣の輸出の許可を受けたときは、経済産業大臣の輸出の承認を受けることを要しない。
- 2 経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定により経済産業大臣の輸出の許可を受けなければならない貨物について、当該許可を受けないで輸出した者に対し、期間を限り、輸出を行うことを禁止することができる。
- 3 経済産業大臣の輸出の許可及び承認の有効期間は、その許可又は承認をした日から1年であり、経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、1年と異なる有効期間を定め、又はその有効期間を延長することができる。
- 4 輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる銃砲に該当する貨物を輸出する場合において、当該貨物が外国貿易船が自己の用に供する船用品に該当するときは、経済産業大臣の輸出の許可を受けることを要しない。
- 5 輸出貿易管理令別表2の33の項の中欄に掲げるうなぎの稚魚を輸出する場合において、その貨物の総価額が30万円以下のものを輸出しようとするときは、経済産業大臣の輸出の承認を受けることを要しない。

第26問 次の記述は、関税法第8章に規定する不服申立てに関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税法又は他の関税に関する法律の規定による税関長の処分についての再調査の請求は、当該処分があった日の翌日から起算して1年又は当該処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、正当な理由があるときを除き、することができない。
- 2 関税法又は他の関税に関する法律の規定による税関長の処分についての審査請求は、当該処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があった日の翌日から起算して1年又は当該処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、正当な理由があるときを除き、することができない。
- 3 関税の確定に関する処分についての審査請求は、当該処分についての再調査の請求をした後でなければ、することができない。
- 4 輸入しようとする貨物が商標権を侵害する貨物に該当すると認定した旨の税関長の通知の取消しの訴えは、当該通知についての審査請求をすることなく、提起することができる。
- 5 関税の徴収に関する処分についての審査請求があった場合において、当該審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ないで、当該処分の取消しの訴えを提起することができる。

第27問 次の記述は、関税法第10章に規定する罰則に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 法人の代表者がその法人の業務について、関税法第110条（関税を免れる等の罪）に該当する違反行為をしたときは、当該代表者が関税法の規定に基づき罰せられることがあるほか、その法人に対しても罰金刑が科されることがある。
- 2 関税法第111条第1項（許可を受けないで輸出入する等の罪）の犯罪に係る貨物について、情を知ってこれを運搬した者は、関税法の規定に基づき罰せられることがある。
- 3 原産地について直接若しくは間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされている貨物を輸入しようと実行に着手してこれを遂げない者は、3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされている。
- 4 保税蔵置場において貨物を管理する者であって、その管理する外国貨物について設けなければならない帳簿について、当該帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は当該帳簿を隠したものは、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとされている。
- 5 偽りその他不正の行為により関税を免れようとした者は、その実行に着手してこれを遂げない場合であっても、関税法の規定に基づき罰せられることがある。

第28問 次の記述は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 食品衛生法第27条の規定による厚生労働大臣に対する食品の輸入の届出は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができる。
- 2 外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定による経済産業大臣の輸出の許可の申請は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができる。
- 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条の規定による厚生労働大臣の医薬品の製造販売業の許可の申請は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができる。
- 4 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として他人の依頼に応じて税関官署に対してする輸入申告書の提出を電子情報処理組織（NACCS）を使用して行う場合において、その申告の入力の内容を通関士に審査させるときは、当該内容を紙面又は電子情報処理組織（NACCS）に係る入出力装置の表示装置に出力して行うものとされている。
- 5 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として他人の依頼に応じて税関官署に対してする輸入申告書の提出を電子情報処理組織（NACCS）を使用して行う場合には、その申告の入力の内容を審査した通関士にその通関士識別符号（通関士を識別するための符号で、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が付与するもの）を使用させて当該審査をした旨を入力させるものとされている。

第29問 次の記述は、関税法に規定する輸入してはならない貨物に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 税関長は、貨幣、紙幣又は銀行券の偽造品に該当する貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。
- 2 商標権者は、自己の商標権を侵害すると認める貨物に関し、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が関税法第6章（通関）に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について当該税関長又は他の税関長が、当該貨物が当該商標権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続を執るべきことを申し立てることができる。
- 3 税関長は、児童ポルノに該当する貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。
- 4 輸入差止申立てが受理された意匠権者は、その申立てに係る貨物について意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る疑義貨物について、当該意匠権者がその見本の検査をすることを承認するよう申請することができることとされており、当該申請を受けた税関長は、その旨を当該疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。
- 5 税関長は、輸入されようとする貨物が著作権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続を執る場合には、当該貨物に係る著作権者及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が著作権を侵害する貨物に該当するか否かについて、これらの者が証拠を提出し、及び意見を述べる旨を通知しなければならない。

第30問 次の記述は、関税定率法第7条に規定する相殺関税に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物の輸入が、当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に実質的な損害を与える事実がある場合には、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるか否かにかかわらず、相殺関税を課することができる。
- 2 政府は、外国において補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入が当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該本邦の産業に利害関係を有する者から求めがないときであっても、これらの事実の有無につき調査を行うものとされている。
- 3 政府が、外国において補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入が当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実の有無につき調査を開始した場合において、当該調査に係る貨物の輸出者から政府に対し、当該貨物に係る補助金の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束の申出があり、政府がその約束の申出を受諾したときは、政府は当該約束に係る貨物の供給国の当局が当該調査を完了させることを希望する場合を除き、当該調査を取りやめることができる。
- 4 相殺関税の額は、外国において補助金の交付を受けた輸入貨物の当該補助金の額と同額以下とされている。
- 5 関税定率法第7条第1項に規定する本邦の産業とは、外国において補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物の本邦における総生産高に占める生産高の割合が相当の割合以上である本邦の生産者をいう。